

裁判員裁判実施予定

- 埼玉県内における裁判員裁判の公判予定です。
- 埼玉県における裁判員裁判は、さいたま地方裁判所(本庁)で全て実施されます。

令和6年5月7日現在

第1回公判開廷日時	審理予定期間	罪名
令和6年6月20日 午前10時00分	19日間 (7月8日判決予定)	強盗傷人等
令和6年5月20日 午前10時00分	5日間 (5月24日判決予定)	現住建造物等放火等
令和6年6月13日 午前10時00分	13日間 (6月25日判決予定)	現住建造物等放火
令和6年6月11日 午前10時00分	8日間 (6月18日判決予定)	殺人

注意)

1. 上記予定は、審理の都合上、変更されることがあります。
2. 裁判の傍聴を希望される方は、裁判所に掲示される開廷表で再確認をお願いします。
また、傍聴席には限りがありますので、傍聴希望者が多い場合は法廷に入れないことがあります。
3. 性犯罪事犯等については、プライバシー保護のため、掲載していません。